

## 18 土砂災害対策事業（県施行）の促進について

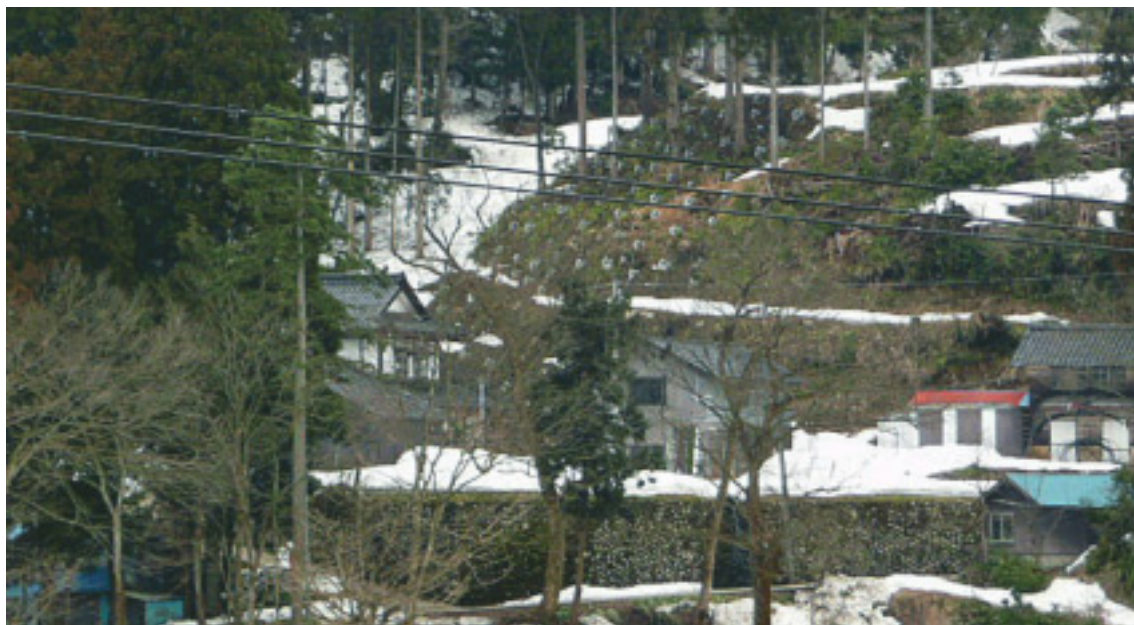
本市は、海拔0メートル標高3,000メートルに及ぶ多様な地形を有し、山間部には、急傾斜地が多く、毎年、融雪や梅雨時期には、がけ崩れや地すべり等のおそれがあり、土砂災害の危険箇所への対策が必要であります。

つきましては、これらの災害を未然に防止し、地域住民の生命や生活基盤を守るため、次の**土砂災害対策事業の促進**について格段の配慮をお願いします。

- |              |            |
|--------------|------------|
| 1 砂防事業       | 和田川有峰地区ほか  |
| 2 地すべり対策事業   | 八尾町青根地区ほか  |
| 3 急傾斜地崩壊対策事業 | 八尾町西新町地区ほか |



有峰地区（砂防事業）



八尾町青根地区（地すべり対策事業）